

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための
社会教育施設の臨時休館・休業について

このことについて、下記のとおり報告する。

記

1 件名

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための社会教育施設の臨時休館・休業について

2 内容

| 施設名 | 臨時休館・休業期間 | 休館・休業の根拠 |
|-----------------|--------------------------|-------------------------------|
| 東京都板橋区立教育科学館 | 令和3年4月26日(月)から5月11日(火)まで | 東京都板橋区立教育科学館条例第2条の2第1項ただし書き |
| 東京都板橋区立郷土資料館 | | 東京都板橋区立郷土資料館条例施行規則第2条第1項ただし書き |
| 東京都板橋区立生涯学習センター | | 東京都板橋区立生涯学習センター条例第5条ただし書き |
| 東京都板橋区立郷土芸能伝承館 | | 東京都板橋区立郷土芸能伝承館条例第3条ただし書き |
| 東京都板橋区立八ヶ岳荘 | | 東京都板橋区立八ヶ岳荘条例第4条ただし書き |
| 東京都板橋区立榛名林間学園 | | 東京都板橋区立榛名林間学園条例第3条ただし書き |

3 決定日

令和3年4月23日